

市長のローカルマニフェスト（前回開催後の意見）

ワーキンググループ委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>1・市長選立候補者に対し、作成努力まで条例で謳う必要は無いと考えます。</p> <p>・公約は、立候補者の自由意志であり、審判は市民が下すものであると考えます。</p> <p>・マニフェスト作成についての情報公開等の協力も、小諸市の条例等に記載されているとすれば、あえて載せる必要は無いと考えます。</p> <p>・マニフェストを載せるとすれば「市長は、市民の信託を受けたマニフェスト（公約）を市政に反映するように努めることとします。」「実施に当たっては、計画の段階より十分市民に説明し、市民の声を反映するものとします。」ということが良いと考えます。</p> <p>2・マニフェスト作成に対する支援が他の規定により行なわれるのであれば、自治基本条例にあえて入れなくてもいいと思います。作成は、候補者の判断に委ね、それを市民が選挙で判断すればいいと思います。</p> <p>3・マニフェストについては、立候補予定者が作成に努めるとなると抵抗感があります。謳うのであれば作成への協力と反映の 2、3 項の内容だけでもよい気もします。</p> <p>4・「小諸市マニフェスト作成の支援に関する要綱」があるので、基本条例では、市の支援部分については謳わなくてもいいような気もします。</p>	<p>市長選挙の立候補予定者のローカルマニフェストについて、その作成は候補者の自由意志であることから、作成は候補者の判断に委ねることとし、その作成の支援については「小諸市マニフェスト作成支援に関する要綱（資料 2 の 9 ページ）」により行なうこととします。</p> <p>また、マニフェストを掲げ当選した場合、マニフェストの内容全てが市民の信託を受けたものともみなすことはできず、個々の政策については、やはり市民の意見を聞き、それが反映されなければならないことから、自治基本条例への「市長のローカルマニフェスト」項目の盛り込みは行なわないこととします。</p>

市政運営

(1) 総合計画

総合計画に基づきまちづくりを実施することを示す規定です。

政策展開の最上位に位置づけられる総合計画の地位の確立を図る規定になります。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民ニーズの把握。・街の将来ビジョンを考えて、共有すること。・市民ニーズを汲み上げての適切な判断や修正を行なう。 <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <p>1・市の執行機関は、基本理念及び基本原則並びに市長マニフェストに基づいた総合計画を策定するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none">・総合計画に基づき他施策の立案・実施にあたっては、市民に十分説明し、必要により市民会議・専門会等を開くことにより、市民の声を反映するよう努めるものとします。・施策の立案・実施にあたっては、関係する地方公共団体等との連携と協力に努めるものとします。・施策の計画・実施状況並びに財政状況については、適宜行政評価を行い、市民に公表するものとします。・総合計画については、社会情勢や環境変化に基づき、適正に見直すこととし、見直しにあたっては、市民の声を十分反映するものとします。	<p>(総合計画)</p> <p>第 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定するものとします。</p> <p>2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、広く市民の参加を得るものとします。</p> <p>3 市の執行機関は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとします。</p>

(2) 財政運営

財政の状況を総合的に判断し的確な分析を行い、最小の経費で最大限の効果を挙げるなど健全な財政運営を行なうことを示す規定です。また、市民に分かりやすく公表する必要があることなどが規定されます。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・効率的な財政運営。・財政破綻しないまち。 <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・市長は、財政状況を市民に公表し、財政の正常化に努める。	<p>(財政運営)</p> <p>第 条 市の執行機関は、総合計画に基づく予算編成及び予算執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めるものとします。</p> <p>2 市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとします。</p>

(3) 行政評価

行政が行なう施策や事業を客観的に評価・検証を行い、その結果を市民に公表し予算編成や総合計画の進行管理に反映させることを示す規定です。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・市民ニーズを汲み上げての適切な判断や修正を行なう。・事業や施策の状況を市民に発信する責任がある。	<p>(行政評価)</p> <p>第 条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映するものとします。</p> <p>2 市の執行機関は、行政評価を市民参加により実施するものとします。</p> <p>3 市の執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するものとします。</p>

(4) 情報公開

情報公開については、情報公開条例により行なわれていますがより開かれた市政の実現を求めて自治基本条例に改めて情報公開を規定することにより情報の公開を推進する目的があります。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・市民に対する説明会や情報公開をしっかり行なう。・市製に参加しやすいように、分かりやすくタイムリーな情報提供を行なう。・情報発信の強化を強化する必要がある。・情報公開請求に対して、しっかり対応する責務があることを強調するべき。 <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・情報公開に努めます。・市は、行政に関わる情報等について、広報等で積極的かつ速やかに公開するとともに必要とする市民には個別に情報を公開するものとします。	<p>(情報の提供及び公開)</p> <p>第 条 議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行なうため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識し、適切に情報提供及び情報公開するものとします。</p>

(5) 個人情報保護

情報公開と同様に、個人情報保護についても自治基本条例に規定することにより、個人情報の適正な取り扱いを推進するものです。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人のプライバシーに関することは市民個人では対応が不可能。	<p>(個人情報保護)</p> <p>第 条 議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないように、適正に個人情報を取り扱うものとします。</p>

(6) 説明責任

市民参加や協働、情報の共有化を進める上での前提となる規定です。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【市民会議等での意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・市民に対する説明会や情報公開をしっかり行なう。・市民の意見をよく聞く。・請求されなくても行政が情報をオープンにしておく情報公開（説明責任を果たすための情報公開・提供）がある。 <p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・説明責任を果たすように努めます。	<p>（説明責任）</p> <p>第 条 市の執行機関は、市政運営の透明性を高めるため、市政について市民及び議会に分かりやすく説明するものとします。</p> <p>（応答責任）</p> <p>第 条 議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答するものとします。</p>

(7) 行政手続

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を目的として既に制定されている小諸市行政手続条例を保証し一般化する規定です。

市民会議・委員からの意見	盛り込む内容・事務局たたき台
<p>【ワーキンググループ委員からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・公平公正な市政運営、透明性の確保。	<p>（行政手続）</p> <p>第 条 市の執行機関は、市民の権利利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保するものとします。</p>